

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	小児医療費給付事業			事業コード	2467	
所属コード	069200	課等名	健康推進課	係名	母子保健担当	
課長名	津志田 和彦		担当者名	小川 瞳子	内線番号	6212
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 公の施設	<input type="checkbox"/> 大規模公共事業	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 内部管理	

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	暮らしを支える制度の充実と自立支援	コード	5
	基本事業	経済的自立の促進	コード	1
予算費目名	一般会計 4 款 3 項 2 目 小児慢性特定疾患治療研究費等給付事業 (002-08) 未熟児養育医療費給付事業 (002-09) 育成医療費給付事業 (002-10)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 单年度	<input checked="" type="checkbox"/> 单年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度 平成 20 年度
根拠法令等	母子保健法、児童福祉法、盛岡市母子保健法細則、盛岡市児童福祉法細則、障害者自立支援法			

(2) 事務事業の概要

高額な医療費がかかると見込まれる未熟児、小児慢性特定疾患児、及び育成医療の対象児に対して医療費の助成を行い、負担の軽減を図る。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

平成 20 年度に盛岡市が中核市となり、県から委譲され開始した。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。（3）からどう変化したか。

県から市へ業務が委譲されたことにより、保護者が住民票や市民税・県民税関係の書類を提出する手間が省け、サービスが向上した。また、必要に応じて地区担当保健師や地域の育児情報などを紹介をすることができるようになった。

2 事務事業の実施状況（Do）

(1) 対象（誰が、何が対象か）

- ・出生体重2,000 g 以下または生活力が薄弱であり医師が入院による養育が必要と認めた乳児（未熟児養育医療）
- ・厚生労働省が定めた慢性疾患に罹患していることにより長期に渡る療養を必要とする18歳未満の児童（小児慢性特定疾患治療研究事業）
- ・身体障害者福祉法第 4 条の規定による身体上の障害を有する場合、または放置すると将来障

害が残ると認められる疾患があり、治療することにより短期間で治癒または軽快すると見込まれる 18 歳未満の児童（育成医療）

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	21 年度 実績	22 年度 実績	23 年度 計画	23 年度 実績	26 年度 見込み
A 申請者数	人	498	542	500	474	500
B						
C						

(3) 23 年度に実施した主な活動・手順

- ・未熟児養育医療：申請受付、審査、給付決定と通知、費用の徴収、支払事務、台帳整備
- ・小児慢性特定疾患治療研究事業：申請受付、審査会の開催、承認・不承認・保留の決定と通知、受診券の交付、支払事務、入力作業、日常生活用具給付受付、審査
- ・育成医療：申請受付、審査、支給認定の決定、医療費受給者証の交付、支払事務

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	21 年度 実績	22 年度 実績	23 年度 計画	23 年度 実績	26 年度 目標値
A 受給者数	人	494	536	500	467	500
B						
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

医療費の助成を行うことにより、適正な受診が確保でき、安心して医療が受けられる。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	21 年度 実績	22 年度 実績	23 年度 計画	23 年度 実績	26 年度 目標値
A 申請により受給資格を得た者の割合（受給率＝（申請者数－不承認者数）÷交付申請者数）	□上げる □下げる ■維持	%	99.19	98.89	100.0	98.5	100
B	□上げる □下げる □維持						
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	38,627	37,782	41,320	39,123
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	42,530	42,385	47,324	41,756
	⑤その他(未熟児納付金)	千円	3,675	3,760	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	84,832	83,927	88,644	80,879
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	4,239	4,474	4,400	3,864
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	16,956	17,896	17,600	15,456
計	トータルコスト A+B	千円	101,788	101,823	106,244	96,335
備考	次年度精算金を含むため、一般財源分は実際より少ない。					

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

安心して子育てするのに欠かせない事業であり、整合性がある。

② 市の関与の妥当性

法定事務で、妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務で、妥当である。

④ 廃止・休止の影響

高額な医療費の負担が生じ、安心した医療が受けられず、生き生きした暮らししができなくなる。民間等の類似事業がないため、影響は大きい。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

法律で支給要件が定められているため、向上の余地はない。

(3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

医師の判断を基に、法的根拠で支給しているため公平である。

(4) 効率性評価

対象児の減少は見込めないので、事業費の削減はできない。ただし人件費の削減のために、従事職員の体制を変え、システム導入をしたところ、業務時間数の削減が出来た。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

法的根拠に基づいた事業であり、迅速かつ適切に支給していくために、今後も窓口担当者

や事業担当者、医療機関の担当者と連携をとって実施していく。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

5 課長意見・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

低体重児、小児慢性疾患、治癒可能な疾患に、国の施策として必要な経済的支援を行なうもので、保護者及び対象児にとって大きな支えとなっている。法的施策として継続すべきであり、子育て支援施策としても有効である。

○方向付けの理由と改革改善の内容

高額な医療費がかかると見込まれる対象児に対して医療費の助成を行い、負担の軽減を図る
本事業は継続する必要がある。